主 文

原判決を取消す。 被控訴人の申請を却下する。 訴訟専用は第一・「審典被抗

訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする。

事実

控訴代理人は主文同旨の判決を求め、被控訴代理人は本件控訴を棄却する、控訴 費用は控訴人等の負担とする旨の判決を求めた。当事者双万の事実上の陳述、証拠 の提出認否援用は、控訴代理人において、被控訴人か本件仮処分の本案として占有回収の訴を和歌山地方裁判所田辺支部に提起したのは、昭和三六年六月一六日であ る。控訴人Aが本件土地の占有を取得したのは(この占有取得か侵奪であるか否か は別として)昭和三五年四月一一日以前である。そのことは同日付を以て原判決末 尾記載の本件建物につき保存登記がなされており、管轄登記所たる和歌山地方法務 局朝来出張所は必ず新築による保存登記については、現地に出張し建物を点検し申 請と符合することを確認した上でなけれは申請を受理せず、本件建物についても係 官が現地で確認して保存登記をしたものなることからして右建物が同日までに完成していた事実に徴し明らかである。右は本件仮処分申請理由第九項末段において被 控訴人自身が主張していることなのである。すなわち被控訴人がそこに「昭和三五 年四月九日急拠建築を開始し、短時間を以て殆ど家としての輪廓を完成し、之を四戸建の形と為し、申請趣旨記載の如く被申請人(控訴人)B、C、Dの表札を掲げその占有を表示するに至つた。」と記載し、これをそのまま原審口頭弁論で陳述していることは、控訴人等の本件土地に対する侵奪が終って遂に占有が控訴していることは、控訴人等の本件土地に対する侵奪が終って遂に占有が控訴していることは、控訴人等の本件土地に対する侵奪が終って遂に占有が控訴して持ちに帰 したことを自認しているものと解するの外なく、控訴人等は直ちに表札を掲げ家屋 を占有して営業を開始したのである。本件仮処分申請理由第五項には「昭和三四年 一〇月下旬申請人会社(被控訴会社)のバスが駐車し非さる僅かの時間に本件土地 上に建物コンクリート基礎工事を為し、以て本件土地を侵奪した」とあるのであり このような基礎工事のみでも、若し控訴人等の土地支配が不法であるとせば、土 地の占有侵奪であるから、本案の出訴期間は昭和三四年一〇月下旬から進行すると なすのが元来は正しいのであるが、何れにしても土地の侵奪ということが地上建物 の最終的造作の出来上りを見るまで完成しないというわけのものでなく、土地の占有なくして建物の構築は最初から不可能の筈でおそくとも前記四月一一日には殆ど家屋を完成させて保存登記をなし、次いで前記控訴人等を入居せしめたのであるから、その時に本件土地の占有が家屋建築主たる控訴人Aに帰した事実については、 被控訴人自身先行自白をして来たものであるからこれを援用する。以上によれば被 控訴人か提起した本件仮処分の本案たる占有回収の訴は、民法第二〇一条第三項の 出訴期間を経過して提起せられたものであつて、被控訴人は本件仮処分の被保全権 利を喪失したものであるから本件仮処分申請は却下せらるべきものである。被控訴 人の当審における主張中右控訴人等の主張に抵触する部分は悉くこれを争うと述べ、被控訴代理人において、民法第二〇一条第三項の出訴期間の始期についての控訴人等の主張はこれを争う。同条同項にいう「侵奪」とは物の占有者の意思に反し て占有を奪うことであり、侵奪は瞬時に完成するものでなく侵奪状態が一定期間を 経過すれば、それがそのまま社会の平静なる状態となりうる可能性が客観的に現出 されるような侵奪状態となつた時を以て侵奪というべきである。占有の一要件たる 「所持」なる状態は物に対する事実上の支配関係が眼目となるべきものではある が、ここに云う支配関係は物理的なる実力的支配を指すものでなく、物が社会観念上その人の事実的支配に属すると認められる客観的関係に存するとき始めて成立す る。すなわち物が物理的なる実力によつてでなく、社会的秩序の力によつて社会的 に一応納得の出来る状態によつてその人の支配の中に存すると認められることが 「所持」なのである。

本件における控訴人等の侵奪は、執行吏保管中の物件に対するものであり公務執行妨害である。このような侵奪が社会的秩序の力によつて瞬時にしてその占有を取得し、侵奪を完成したと見ることはできない。占有は事実関係ではあることを必要とし、他人の干渉を社会的秩序力によつて排斥しうる状態にあることを必要とする。本件においても昭和三五年四月一〇日より同年六月末日に至る間本件土地に対するを推議人等と被控訴人間の争奪状態は、本件土地が当初昭和三四年一〇月一九日より控訴人側の実力による占拠に端を発し、これに対する被控訴人の自力救済的よるに戦によつて終始一貫して展開せられ、昭和三五年七月に至るまで続けられていた。その間昭和三四年一一月二三日頃には本件土地が執行吏保管の状態にあるこ

とを無視し、控訴人等は本件地上に建築を開始しかけたが、被控訴人側も直ちにうに を以て反撃し建築物を除却せんとしたが、執行吏が控訴人の本らさというで断念した。次いで昭和三五年四月十分ではより被控訴人の本がではよりで断る間接占有権の正当性を認められ、完全にそので、したに拘というでは、 大等は再び本件地上に建築を開始するにで、はでは、 大師のは、一部では、 大師の正当性を開始するにで、 大師のは、 大師のは、 大師のは、 大師のは、 大師のは、 大師のは、 大のは、 大のに、 、のは、 、のは、 、のは、 大のは、 大のに、 大のは、 大のな、 、 大のな、 大の

なお当裁判所は民事訴訟法第一三一条に基き現場検証を施行した。

理 由

第一、 和歌山地方裁判所田辺支部昭和三四年(ヨ)第五〇号建築工事妨害禁止仮処分前の本件土地の占有関係については、当裁判所は原判決理由第一記載と同一の判断により、本件土地の占有は被控訴人に帰していたものと判断するからここに右摘示を引用する。

第二、前記仮処分事件関係の各裁判について当事者間に争のない事実と、成立に争のない甲第二二乃至第二四号証第二六、二七、三五、三六号証同じく乙第一〇、一三号証並びに本件記録上当裁判所に顕著な事実を綜合すると、

一、前記仮処分は、本件の控訴人Aを申請人とし、本件の被控訴人を被申請人として、前記田辺支部において昭和三四年一一月二日なされたもので、その内容は第一項「本件土地に対する被申請人(被控訴人)の占有を解き執行吏の保管に移す。」第二項「申請人(控訴人A)の申出によつて本件土地を使用せしめることができる。」第三項「被申請人(被控訴人)は申請人(控訴人A)の建築工事を妨害してはならぬ。」というものであつた。そしてこの仮処分決定は同日執行吏により執行せられた。

二、 右仮処分決定に対しては、被申請人(被控訴人)より同庁同年(モ)第一三〇号第一三二号仮処分取消同異議事件が提起せられると共に、仮処分執行の一時的執行取消申立がなされ、同庁同年(モ)一三三号を以て前記仮処分第二、三項の執行が同年同月九日一時的に取消され、翌一〇日その取消執行がなされた。

三、 昭和三五年四月一日右(モ)一三〇号一三二号事件につき(ヨ)第五〇号 仮処分は全部取消され仮執行宣言が付された。

四、 右取消判決に対し、申請人(控訴人A)より控訴が提起せられ、同年四月

二七日仮執行が停止せられた。

五、同年七月七日本件仮処分申請がなされた。そして昭和三六年二月二四日本件仮処分が前記田辺支部で認容せられた。この判決に対しては同年三月七日控訴がなされ原判決の執行は同月九日停止せられた。

六、 四に述べた控訴事件は当庁昭和三五年(ネ)第四七一号事件として当庁に 係属し、昭和三六年六月七日控訴棄却の判決が確定した。

七、本件仮処分の本案たる被控訴人を原告とし控訴人等を被告とする本件土地 占有回収の訴は、昭和三六年六月一六日提起せられ、昭和三七年五月二八日前記田 辺支部は原告の訴却下の判決をした。

以上の事実が疎明せられる。

控訴人Aが本件土地上に建物の建築をなしこれを占拠するに至つたこと について、被控訴人は本件仮処分申請書第九項を陳述することにより、「昭和三四 一月二三日(前記第二、二の仮処分執行の一時的取消執行がなされてから間も なくの時期である。)大勢の人夫を雇い、右上地上に構築してあつたコンクリート 基礎の上に建築を開始したので、執行吏は直に現場に至り右建築を中止させた。 「然るに昭和三五年四月九日(前記第二、三の仮処分が全部取消され仮執行宜言が 附せられ同四の仮執行が停止せられるまでの間に当る。) 又もや急遽建築を開始 し、短期間を以て殆ど家としての輪廓を完成しこれを四戸建の形とし、被申請人 (控訴人) B、C、D等の表札を掲げその占有を表示するに至つた。」旨主張し、 更に昭和三五年九月二一日付第三準備書面六項八三段目の「被申請人、 (控訴人 A) は昭和三五年四月一日異議事件の判決あるや、自己が完全に敗訴せるにも拘ら ず、直に建築に着手し同月一〇日頃これを完成し、」とある部分および同八項中の「申請人(被控訴人)の占有権ある本件地上において、独善的に占有権ありと主張して申請趣旨記載の如き建築をなし、被申請人等がこれを占有するに及んでは申請して申請趣旨記載の如き建築をなし、被申請人等がこれを占有するに及んでは申請 人の占有は奪取され、申請人の占有権を行使することができない。」とある部分を 各陳述することにより、また昭和三五年一二月二〇日の原審第二回口頭弁論におい て「昭和三五年四月一〇日頃の前後執行吏の占有保管のまま占有を侵奪されたもの である。」と陳述することにより右の如き各主張をしたものであり、これらの主張 は控訴人等が当審で先行自白として援用する通り、昭和三五年四月中旬頃に控訴人等が本件土地を占拠したことを自認するものとするのが相当であり、成立に争のな い乙第一号証により疎明せられる本件土地上の建物が同年同月――日控訴人Aの所 有名義に保存登記せられていること、成立に争のない乙第一一号証により疎明せら れる控訴人 I が同年同月一三日他所から本件土地上の家屋に転入した旨住民票に登 録せられている事実からしても、同月中旬頃には本件土地上の建物は不動産として 完成し、控訴人Aが本件土地の上に建物を所有し、これに控訴人I等を入居させることにより、この土地を占拠した事実か確められるところである。なお前記第二、 の取消執行がなされた昭和三四年一一月一〇日頃の建築の進行状況については、 前記甲第二四号証によればセメントによる基礎工事中ということであり(甲第二五 号証の写真参照)、これに反し、乙第一二号証によれは、基礎工事の外柱立て柱組 み等の工事までなされていた(検甲第一号証の二参照)というのであるが、いづれ にしても壁は勿論未だ棟上げもなされていないような建築中の建物の部分は動産に すぎないものであつて、かかるものを他人の占有土地上に附着せしめたからという て占有を妨害したことになつても、未だこれを侵奪したことにはならない。そして 建物未完成の状態は、昭和三五年四月一〇日頃の工事再現の時まで続いたことは乙 第一二号証で疎明せられる。よつて前記の通り、昭和三五年四月中旬に建物を不動 産として完成させたときに控訴人Aが本件土地の占拠を完了したものと判断するの が相当である。

〈要旨〉第四、 右控訴人の本件土地占拠が民法第二〇〇条二〇一条にいうところの占有侵奪に該当することについて、〈/要旨〉

右占拠当時の本件土地の占有権者は被控訴人である。蓋し前記(ヨ)第五〇号の仮処分第二項第三項はいわゆる満足または断行の仮処分であつて、このような仮処分が執行せられた場合には、占有権もまた仮処分債権者(控訴人A)に帰し、仮処分債務者(被控訴人)は占有権を喪失するとの説が有力に唱えられているけれども、仮処分の執行は仮の履行状態を作り出すものにすぎないから、これによつて当者の権利関係に終局的な変動を及ぼしたものと観念すべきではない(大審院昭和八年四月二五日判決民集一二巻八号七三一頁最高裁昭和三五年二月四日判決民集一四巻一号五六頁)。のみならず、仮に前記反対説の立場に立つても、右仮処分第二、三項の執行はその後間もなく一時的執行取消決定の執行によつて取消され(こ

のときの現地の状況は、前に説明した通り建築中の建物部分はいまだ動産の状態に あり、占有権の妨害はあるがその侵奪までには至つていない。成立に争のない甲第 四号証によれば、執行吏は取消執行として公示札を立てたが妨害物は撤去せず妨 害の状態はその後も持続した事実が疎明せられる。)、更に昭和三五年四月一日仮 処分命令は全部取消され、それに仮執行が付されたのであるから、この取消判決の 言渡と共に、一時的執行取消決定が失効したとしても、またその後に同年四月二七 日に至り、右判決の仮執行が停止せられても、一旦前記仮処分第二項第三項の断行 命令部分の執行の取消執行がなされた以上、これにより仮処分債権者(控訴人A) は占有権を失い、再び断行的仮処分の執行をなさない限り、仮処分の執行として は、その第一項の執行吏保管状態のみが存し、当初から右第一項の仮処分だけが執 行せられた場合と同一の関係にあり、執行吏保管を介する執行債務者(被控訴人)の占有が回復せられたものというべく、この占有は、その後一時的執行取消決定か 失効しても、それと同時になされた全面的仮処分取消判決の仮執行宣言により(同 年四月二七日これが執行停止を受けるまでは、)支持せられているのみならず、本来右一時的執行取消決定の失効や仮執行の停止は、このような失効或は決定がなさ れたということだけで当然に既に取消された仮処分第二、三項の執行を取消前の状態に復活せしめ、仮処分債権者(控訴人A)をして占有権を取得せしめる効力を有 するものとは到底解することはできず、せいぜい仮執行の停止後は前記仮処分の拘束状態が当事者間に存する結果これと牴触する限度で仮処分執行を同一当事者間に なすことをえないと云う効力を持つに止り、結局前記回復せられた被控訴人の占有 は何等の効力を及ぼすものではないと解するのか相当である。そこで右仮処分第二、三項の執行取消執行がなされ(昭和三四年一一月一〇日)、仮処分の全面的取消と仮執行宣言がなされ(昭和三五年四月一日、その当時においても現地の状況は、一時的執行取消のなされたときと大して異るところで見ていまだ侵奪には至つにより、「日本行取消のなされたときと大して異るところで見ていまた。 いないこと前記の通り)、その仮執行が停止せられる(同年四月二七日)までの間 (この間において、右仮処分第一項の執行吏保管がいまだ存続するかどうかについ ては、一旦なされた執行吏保管の執行により作出された状態は、その解放がなされ るか、または他からの侵奪によりその保管状態が破られてしまはない限り、なくな らないとみるべく、従つて仮処分第一項取消判決の仮執行により執行吏保管が解消 せられた形跡なく、また他からの侵奪もいまだ完了していないこと前叙の通りなる本件では執行吏の保管状態はそのままで被控訴人が占有を続けていたとみるのが妥 当であろう。)である昭和三五年四月中旬に、前記の通り控訴人Aが急拠仮処分執 行当時の基礎工事などの上に建物を建築完成することによりなされた本件土地占拠 は、前記断行命令と占有権との関係についてのいづれの見解によるにせよ、毫も仮 処分の執行として合法的になされたものでなく、全く執行吏の保管状態を介して被 控訴人の有する本件土地の占有権を不法に奪取したものであり、民法第二〇〇条二 〇一条にいう侵奪に該当すること勿論であり、この土地の不法侵奪が、その後の仮 処分取消判決の仮執行の停止により、突如として適法なものに変質することもあり えない。

第五、 侵奪完了時(占有回収の訴の始期)について、

「昭和三五年四月九日に控訴人が急遽建築を開始し、同月一〇日頃これを完成し、間もなく控訴人B、C、D等の表札を掲げた。」事実は被控訴人が本訴において自ら主張するところなること、同月一一日右家屋が控訴人A名義に所有権保存の登記がなされ、控訴人Iが同月一三日他所から本件土地上の家屋に転入した旨住民票に登録されている事実は、いづれも既に指摘した通りであり、このような情況の下では右の如くして控訴人等が本件家屋を完成し、それに入居することにより本件土地を占拠した同年四月中旬に侵奪は完了し、従つてまたその時から占有回収の訴についての出訴期間は始まるものと判断するのか相当である。

被控訴人はその後屡々右控訴人等の家屋における営業は被控訴人側から強度の妨害を受け、戦争状態にも比すべき状態が同年七月中まで継続したから、これの継続した間は占有回収の訴の始期は到来しないと主張するが、当裁判所はこの解釈をとることはできない。蓋し被控訴人の主張は、結局占有を侵奪されても実力を行使と云るでその回復を企図行動している間は、占有回収の訴は提起することかで居ればいるのであり、これをいいかえると、占有を侵奪されたら実力を行使して居ればいるまででも回収の訴についての出訴期間の始期を延長できると云うに帰するが、このな解釈が果して民法第二〇一条第三項が設けられた立法趣旨に叶うものであるなの、断じて然らず、占有の侵奪が完了するまでに或は完了直後、自力救済が許される時期迄に、許される方法により、回復が実力を以て為されるならばそれをも敢

第六、結論

以上によれば、本件土地に関する被控訴人の占有は、控訴人等により昭和三五年四月中旬不法に侵奪せられたものであり、民法第二〇一条第三項の出訴期間はその時より進行するから、被控訴人が本案訴訟を提起した昭和三六年六月一六日迄には一年を経過し、本案請求は不適法として却下せられる運命に帰したものであり、(現に昭和三七年五月二八日却下の第一審判決が為された。)本案請求権が行使しえられないものである限り、

本件仮処分も亦許容せられぬものなること多言を要しない。よつて原判決を取消し 本件申請を却下し、訴訟費用につき民事訴訟法第九六条第八九条を適用し主文の通 り判決した。

(裁判長裁判官 田中正雄 裁判官 宅間達彦 裁判官 井上三郎)